

協定区域	西区井吹台北町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2009年1月13日
	面積	13,460.75 m ²		更新 2019年1月11日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年1月11日～2029年1月10日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ① 池谷環状線沿いの宅地
- ア 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない。)
- イ 診療所、診療所兼用住宅、建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅で、協定第11条の承認を得たもので、かつ、近隣に迷惑をかけないよう駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもの
- ② その他の宅地
- ア 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない。)
- イ 学習塾、華道教室その他これらに類する兼用住宅で、個人経営程度のもの、かつ、近隣に迷惑をかけないよう駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもの
- (2) 建築物の階数は2以下とする。
- (3) 建築物の敷地の区画は150 m²を最低敷地面積とする。
- (4) 建築物及び植栽並びに垣・柵等の工作物は、良好な状態に保つよう努めなければならない。
- (5) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲と調和するよう努めなければならない。
- (6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界までの距離は1 m以上とする。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
- ① 池谷環状線を除く協定区域に接する道路、区画街路、フットパス及びまちかど広場との敷地境界側
- ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるとき
- イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下であり、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるとき
- ② 上記①を除く隣地境界側
- 隣地境界の一边において、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が4.5 m以内のとき。ただし隣地境界側の全ての辺における当該部分の長さの合計は9 m以内とする。また、当該部分に開口を設ける場合にあつては、隣家のプライバシーに配慮するものとする。
- (7) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これに類するものを設置してはならない。ただし、(1)の住宅と兼用する用途に適合するもので、協定運営委員会により認められた必要最小限のものについてはこの限りでない。

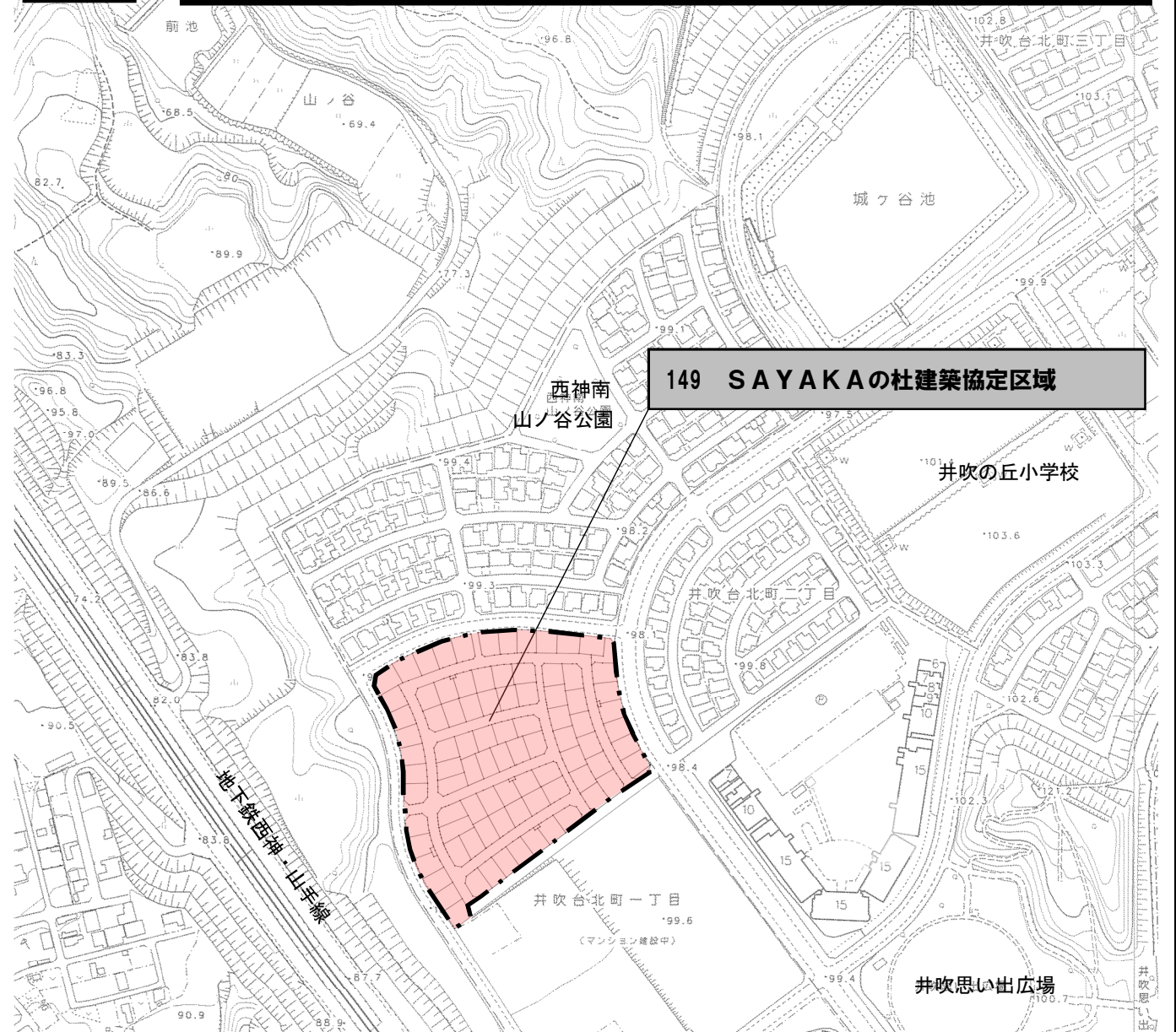


※この地区は隣接地・除外地はありません。

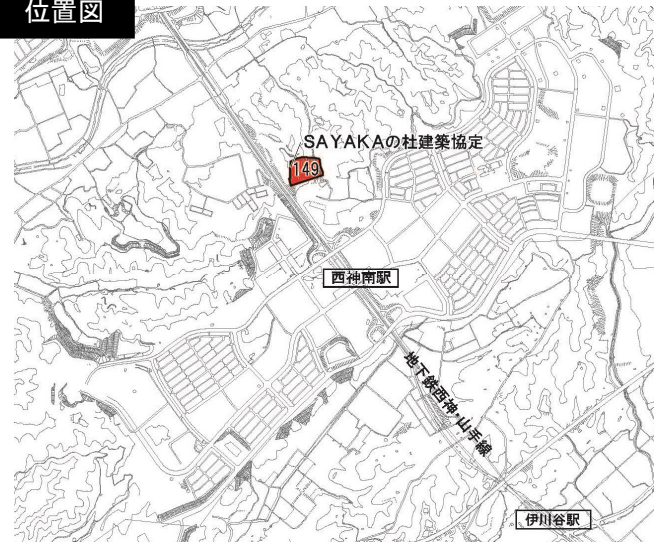
運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

149 SAYAKAの杜建築協定区域



位置図



西神南山ノ谷公園

